

Q & A

【全設備共通】

・(個人) 世帯主でなくても申請は可能ですか。

⇒世帯主でなくても、市内に住民票を有している方であれば、申請は可能です。ただし、太陽光発電システムについては、設置住宅の所有者と申請者が一致している必要があります。また、領収書等の添付書類に記載の宛名の方を申請者とし、申請者の口座名義を振込先としてください。

・(個人) 非課税世帯ですが、完納証明書の発行は必要ですか。

⇒非課税世帯の場合でも、完納証明書を提出してください。ただし、申請要件を満たしていない、予算が上限額に達した、等の理由で不交付となった場合でも、返金には一切応じませんので事前にご了承のうえ、発行してください。

・何度でも申請は可能ですか。

⇒補助金の申請は、1世帯につき1年度1回のみとなります。各補助対象設備には、設備毎に限度件数を設けており、最大で1世帯につき、太陽光発電システム1件、宅配ボックス1件、エアコン2件、冷蔵庫1件、EV1件を申請することが可能です。複数設備を申請される場合は、同時にまとめて申請してください。

・昨年度に設置した設備について、今年度に申請は可能ですか。

⇒領収書の日付が令和7年4月1日以降のものであれば可能です。ただし、同一の設備について、戸田市の補助金を受けている場合は、申請できません。

・支所や出張所での申請は可能ですか。

⇒受付窓口は、環境課（市役所3階）のみです。

・申請は必ず窓口に行かなければいけませんか。

⇒書類は窓口または郵送での提出となります。郵送の場合は、書類に不備がないことをメール等により事前確認できている場合のみ提出可能です。（書類の確認には最長で5営業日程度を要します。）また、郵送の場合は、不備の無い書類が環境課に到着した日を受付日とします。（発送されてから到着までの間に予算が上限に達し、受付不可能となる場合がございます。）

・領収書を紛失してしまいました。申請は可能ですか。

⇒申請の際には領収書（写し）の提出を必須としております。購入先に相談してください。

・補助対象設備の設置前でも、購入代金を支払い領収書が発行されていれば申請は可能ですか。

⇒補助対象設備の設置（導入・登録）が完了してから申請してください。

Q & A

・ポイントやクーポン等を利用し、支払金額が補助額に満たない場合、補助金額はいくらですか。
⇒付属品購入費や値引き額、消費税額、ポイント利用分等を除いた機器の購入費（及び工事費）が補助額となります。

・延長保証の加入料は、補助対象に含まれますか。
⇒設備本体の購入費に対する補助であるため、サービス料等は対象外です。

・領収書(写し)に代えて、レシートの提出でも申請は可能ですか。
⇒日付、申請者氏名、金額、品名、型番及び発行者の記載があるものは領収書として取り扱いますが、追加で書類の提出を求める場合があります。

【太陽光発電システム】

・共有名義の住宅の場合、どちらの名義でも申請は可能ですか。
⇒領収書の宛名に記載されている方を申請者としてください。

・集合住宅のオーナーですが、補助対象者に該当しますか。
⇒個人向けの補助金のため、事業者の方は対象となりません。なお、オーナー自らが居住している住宅に設置する場合は、対象となる場合がございますのでご相談ください。

・店舗兼用住宅に設置する場合も申請は可能ですか。
⇒申請者本人が所有し、居住している場合は対象となる場合がございますのでご相談ください。

・太陽光発電システムを増設又は再設置する場合は、補助対象ですか。
⇒対象外となりません。

【エアコン・冷蔵庫】

・補助対象となる機器はどこで確認できますか。
⇒販売店か省エネ型製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)で確認できます。

・購入時に利用したクーポンやポイント部分は、補助対象に含まれますか。
⇒含まれません。クーポンやポイント部分は割引があったとみなし、その分を補助対象から差し引きます。

・店舗兼用住宅に機器を設置する場合も申請は可能ですか。
⇒住宅部分に設置し、個人として申請いただくことで対象となる場合がございますのでご相談ください。

Q & A

【EV】

- ・海外メーカーの電気自動車は、補助対象に含まれますか。
⇒一般的に海外からの輸送時に温室効果ガスを排出する、等の理由から国産車（日本自動車工業会会員メーカー<https://www.jama.or.jp/library/link/members.html>）のみを対象としています。
- ・分割払いのため領収書が発行されません。領収書以外の資料を用いて申請は可能ですか。
⇒「ローン会社から販売会社への領収書の写し」又は「申請者、ローン会社及び販売会社の三者並びに総額が分かる契約書等の写し」のいずれかを提出してください。
- ・車両使用の本拠地は市内ですが、所有者が市外在住の場合は、申請は可能ですか。
⇒申請できません。市内に住民票を有していることが条件となります。
- ・提出書類のうち、自動車検査証記録事項の写しは、自動車検査証で代用することはできますか。
⇒代用できません。自動車検査証記録事項に記載の内容を確認させていただきますので、必ずご提出ください。

【GHG排出量可視化システム】

- ・市内の事業所で導入予定ですが、本社が他市にある場合であっても申請は可能ですか。
⇒市内の事業所に導入する場合は可能です。
- ・導入費用のみで補助上限に達しています。導入費用の領収書のみで申請は可能ですか。
⇒可能です。

【公共用EV充電器】

- ・実績報告の遅延等により国補助金の申請が間に合いませんでした。申請は可能ですか。
⇒国補助金の交付決定を受けた充電器であることが条件となるため、申請はできません。
- ・借地に設置する場合であっても申請は可能ですか。
⇒可能ですが、土地の所有者からの承諾を得ている事が条件となります。
- ・月極駐車場に賃借人用のEV充電器を設置する場合であっても申請は可能ですか。
⇒充電器の利用者を限定しないことが支給条件となるため、賃借人のみしか利用できない場合は申請できません。
- ・市外事業者で市内に駐車場を所有していますが、申請は可能ですか。
⇒可能です。